

印旛都市広域市町村圏事務組合公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成18年11月24日  
条 例 第 4 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、組合の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 管理者は、公の施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。ただし、公の施設の機能、性質等を考慮し、合理的な理由があると認めるときは、公募によらないことができるものとする。

- (1) 管理を行う公の施設の概要
- (2) 申請の資格
- (3) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (4) 指定の期間
- (5) 申請の方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添付して、指定する日までに管理者に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理に係る収支計画書
- (3) その他規則で定める書類

(指定管理者の候補者の選定)

第4条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らし、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 事業計画書による公の施設の運営が、住民の平等な利用を確保するものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公の施設の設置の目的を達成するために管理者が必要と認める基準

( 指定管理者の候補者の選定の特例 )

第5条 管理者は、第3条の規定による申請がなかった場合、前条第1項各号に掲げる基準を満たす団体がなかった場合等により指定管理者の候補者の選定ができない状態において、当該公の施設について直ちに指定管理者を指定しなければ著しく公益が損なわれるおそれがあると認めるときは、前3条に規定する手続を経ずに指定管理者の候補者を選定することができる。

( 指定管理者の指定 )

第6条 管理者は、第4条又は前条の規定により選定した候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 管理者は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

( 協定の締結 )

第7条 指定管理者の指定を受けた団体は、規則で定める事項について、管理者と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

( 事業報告書の作成及び提出 )

第8条 指定管理者は毎年度終了後30日以内に、当該指定管理者が管理する公の施設に関し、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、管理者に提出しなければならない。ただし、年の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日から起算して30日以内に、同日の属する年度の開始の日から当該指定を取り消された日までの期間についての事業報告書を作成し、管理者に提出しなければならない。

(1) 当該公の施設の管理業務の実施状況及び利用状況に関する事項

(2) 当該公の施設に係る使用料又は利用料金の収入の実績に関する事項

(3) 当該公の施設の管理業務に係る経理の状況に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

( 業務報告の聴取等 )

第9条 管理者は公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期又は必要に応じて報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

( 指定の取消し等 )

第10条 管理者は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、組合はその賠償の責めを負わない。

3 第6条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

(原状回復義務)

第11条 指定管理者は、当該指定管理者の指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指名を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに、当該指定管理者が管理の業務を行わなくなった公の施設における施設又は設備を原状に回復しなければならない。ただし、管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務等)

第12条 指定管理者は、故意又は過失により当該指定管理者が管理の業務を行う公の施設における施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なく、これを現状に回復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務等)

第13条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、当該公の施設の管理に当たって知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が終了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職を退いた後においても同様とする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。